

令和 6 年 4 月 1 日

社会福祉法人あづみの森 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように次世代法、女性活躍推進法の両法律に基づいた一体型の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日までの 5年間

2. 内容

<対策>

目標1：・子どもを育てる労働者が利用できる措置の実施
3歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度 (次世代法)

- 令和 6年 4月 育児短時間勤務及び子の看護休暇の対象児童の年齢を拡大するため、育児・介護休業規程を改正し、各職場へ周知する。
・育児短時間勤務：3歳に満たない子



小学校3年生の年度末までの子

- ・子の看護休暇：小学校就学の始期に達するまでの子



小学校3年生の年度末までの子

目標2：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供 (次世代法)

<対策>

- 令和 6年 4月～ 地域の中学生の職場体験学習や大学及び専門学校の実習生を受け入れるとともに、インターンシップの受入れも促進する。

目標3：育児休業・介護休業等における新しい制度の周知や情報提供及び意向の確認を行うことで、女性労働者の育児休業取得率100%を維持しつつ、男性労働者の育児休業取得者数の拡大を図る。(R5年度実績0人→1人以上)(女性活躍推進法)

<対策>

- 令和 6年 4月～ 育児・介護休業規程の改正および各職場への周知。
本人または配偶者の妊娠を確認した場合には制度の説明と意向の確認を行う。